### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	國際法における取得時効と公海海床の領有 (二)
Sub Title	Acquisitve prescription in international law and prescriptive acquisition over the sea-bed of the high seas (2)
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1954
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.27, No.11 (1954. 11) ,p.68- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19541115-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 國際法における取得時効と公海海床の領有 (三)

中 村

洸

六 Ħ, 四 三 取得時効と先占の區別……………………以下次號 取得時効の條件………………………以上本號 國際實行における取得時効 國際法における取得時効-國際法における取得時効の意義と形相 公海海床の領有の法的根據としての時効 ―パルマス島仲裁事件と東部グリーンランド事件を比較して―― ーその學說的發展……以上前號

序

說

### 國際實行における取得時効

結

語

所規程も明らかにしているように、國際法の法源の順位においては、たとえそれが諸國の最優秀の學者の見解であつても、(46) 存在を肯定し、又は否定する確乎たる證據を示すものではない。 取得時効についての學説が、いかに分岐し、またいかに存在理由をあげたとしても、それは直ちに國際法における時効の 常設國際司法裁判所規程及びそれを繼承する國際司法裁判

六八

要になつて來る。國際法における取得時効の原理の存在、並びにその具體的な適用とは、 される。從つて、我々は次にこれらの國際實行を追つていかなければならない。 時効に關する條約の例を、また國際慣習法の生成に對して重要な典據となる例を司法的解決又は仲裁裁判に求めることが必 優位に立つものは條約であり、 國際慣習法であり、文明國によつて承認された法の一般原則である。この意味において取得 かかる國際實行を通じて明らかに

A、條約によつて

間の一八九七年二月二日の條約、第四條をあげることができる。この條約の第四條。項は、次のように規定している。(48) 條がある他、最も有名なものとして英領ギアナとヴェネズエラ間の國境紛争の解決を、仲裁に付託する英國・ヴェネズエラ 條約による事例として、一八一八年一○月二○日の合衆國と英國間の條約、第三條及び一八二七年八月六日の條約、第一

おける現實の定住と同様に、 「五十年に亙る不法占有又は時効は、善良な權原をなす。仲裁者は、ある地區に對する排他的な政治上の統制を、そこに 不法占有を構成し、また時効による權原をなすに充分なものとみなす。」

條約によつて時効を定めたものは右にあげたもの以外には質例がないようである。勿論、時効に關して一般的な基礎を國

B、仲裁裁判によつて

際條約は與えていない。

一八九九年に與えられたヴェネズエラ國境紛爭に關する仲裁判決は、次のように述べている。時は、時効によつて權原を

ならない。條約は、 して、公然、顯著、排他的及び平穏にして櫾續的な且つ反對のない、しかも權利の要求にもとづいて維持されていなければ 創設するための多くの 基本的要素の一つであるにすぎない。 五十年の期間を規定しているけれども、ヴェネズエラは、 この事件について明確な認定を與えていない。(4) 時効は個人間におけると同様に、 期間の他にロ 1 マ法の又はコモン・ 國家間のそれもまた善意に п I Ö

國際法における取得時効と公海海床の領有

仲裁者は、

件を充すべきことを要求した。

が、紛爭及び仲裁契約の締結が行われる時まで、紐けられるべきであることはいうまでもない。(5) 非常に長い間繼續したものである。しかもかかる占有は、中斷なく且つ異議のないものでなければならない。 事態の立證を與えることができないほど、またいかなる者もそれについての話を聞いたことを記憶していないというほど、 一九〇二年のオーストリア・ハンガリー間の事件(Meerauge Case)において、仲裁者は、 超記憶的所有は、異なつた かような占有

所有權を引渡した。そして合衆國の所有にリインカネルの岬を遺して去つたのである。その時から現在まで所有權を保有 ことの安當な禮式を以て形式上の所有を行い、またハドソン灣會社の役員は、それゆえロシアの借用者として保有していた つた。更に、一八六七年の合衆國によるアラスカの取得において、合衆國の官吏は、リイン・カネルの岬において領域たる 權の義務を履行し、又はそうしようとさえ、 入江の岬のまわりの領域を占有し、所有し、支配した。しかるに、その間イギリスは決して權利を行使し、そこにおいて主 いて次のように述べている。條約後六十年以上にも亙つてロシア及びそれを繼承する合衆國は、いかなる抗議も反對もなく し、そこで義務が履行され、且つ主權の權力が行使されたのである。(ほ) 九〇三年の條約にもとづいてアラスカ國境裁判所のアメリカの構成員は、所有を構成するものとしての主權の行使に 更にはイギリスがそうする權能を有したと考えることを暗示したことさえなか

を決定するについて、充分に有効な根據と考えられ、またその市民が發見をなしたことによつて取得されうるのではない。 一つの地域に對する主權を取得できるのは、 九〇四年、イギリスとブラジル間の國境紛争事件において、イタリア王(Victor Emanuel)の仲裁判決は、次のよう いかなる國家にも圏していない地域における新しい方途の發見は、それ自體この地區の主權が存續すること 國家の名においてその占有を有効なものとするのが不可缺なものである。 いかなる國家の領土のうちにもないということによつてである。 また占有は、

いて中斷のない、そして劫久的な現實の占有をなした後に達成されるものと考えられる。主權の權利の單純な確言乃至占有

うのは、それは事實上有機的な合一物とは考えることができないからである。その結果としてすべてのことを考慮すれば、 かしこれらの國家は、 最初にポルトガルが、そして後にブラジルが紛爭となつた領域のすべてに現實の占有を行つたと認めることはできない。し を質効的なものとする希望を表明した意圖だけでは、充分なものとはいえない。ある地域の一部の現實の占有をなすという であるが、その範圍又は物理的位置を考慮すれば、全地域に對する主權の取得に對して有効なものとはみなされない。とい これが、單一の有機的組織を形造る場合に、 かような領域のある地區を占有しており且つそこで主權的な權利を行使していたということを認めら 全地域の主權を取得する目的にとつて實効的なものとみなされうるの

れるにすぎない。(22)

非常により廣大な範圍に亙つて行い、且つはるかに多數の漁業者によつて行つてきたという事情。侚スウエーデンは、グリ 瀬のいせえび漁業は、ノルウエーの漁業者よりも以上にスウェーデンの漁業者が、はるかに古い時代から續けてきたもので、 らかにされた数々の事質の事情のすべてによつて支持される。その主たるものは、次の如くである。 いう事情。 しかるにノル いる。スウェーデンは、これらの行為が、權利を行使することだけではなく、義務を履行していると考え行つていること、 スバダルナ地區が、 のように裁決している。グリスバダルナ(Grisbadarna)をスウェーデンに歸屬させる境界劃定は、 とえば浮標の設置、 九○九年一○月二三日、ハーグの常設國際仲裁裁判所は、ノルウエーとスウエーデンの間の境界紛爭事件において、次 (6)に説明された事實の狀態に關して、國際法のもとでは、現實に存在し長期に亙つて存在した事物の秩序は、で ウエ は、 探深を行うこと及び燈臺船の設置が行われている。そして、それらの行爲は相當な支出を必要とされて スウェーデンの領域であるとの確信の結果として、その地區で多くの行動を行い、とくに最近では、た これらの關係において自認する所では、この領域に少ししか乃至はほとんど關心を拂つていないと (8)グリスバダルナの浅 論議の過程 いて明

きる限り少く變更さるべきことが、普く確立された原則となつている。この原則は、私人の利益が一度無視され、その個人

たる享有は、今日スウエーデンに歸屬する。(8) 實の狀態を繼續する限りは燈臺船の維持をしなければならなかつた。このことは、この約款の理由により、 れば、グリスバダルナの漁業の享有と燈臺船の維持との間には確かな結合關係が存在している。そしてスウエーデンは、 を一層早くからまた一層有効な方法で利用してきたということは、確實といつてよいほどありそうなことである。 うである。その漁業は、一般的にヘヴアレ島の住民(ハヴアレ Hvaler はノルウェーに屬す)にとつてよりも、 の淺瀬に價値を與えているのは、この漁業のためである。 の屬する國家がどのような犠牲を行つても、 述及び證言も、 特に適用される。いせえび漁業は、グリスバダルナの淺瀬において最も重要な漁業である。就中、 漁業よりもむしろ航海に専念していた。これらの種々の事情から、スウエーデン人が、ノルウエー人よりも問題の淺瀬 漁業を行うのに必要な器械及び漁船によつて、いせえびの 漁業を行つた 最初のものであつたことに 疑いはないよ Kosterはスウェーデンに屬す)のために、より重要なものであつた。 一般的にこの結論と完全に一致している。同時に仲裁契約も同じ結論に完全に一致している。この契約によ 有効な方法で保護されるべきではないような私人の利益が問題とされている時 スウエーデン人が、問題の淺瀬に地位している海洋における沖に 少くとも比較的最近までハヴアレ 漁業の場所としてそ そこにおける主 コスター 證人の供 島 の住 島の住 現 民

ころは、一八四八年から一八九五年まで合衆國の占有が、妨害のない、中斷のない、異議のないものでなかつたからである。 のグアドループ・ヒダルゴ條約(Treaty of Guadolupe Hidalgo)以來、 該地域の争いのない、中斷のない 且つ異議のな 決を與えている。合衆國は、紛爭地域に對する時効による正當な權原を取得したということを主張した。卽ち、一八四八年 合衆國の市民によつてなされた物理的占有、 い占有によつて時効の權原を主張した。しかしながら、仲裁者は、すべて合衆國の要求を否定している。その理由とすると 九一一年六月一〇日、 仲裁委員會は、 合衆國とメキシコ 地方及び聯邦政府によつてなされた政治的統制は、 間のチャミザール事件 (Chamizal) において、 信任された外交機關を通じ 次のような裁 てのものを行つた。これらの事情のもとに合衆國の時効の抗辯は、認められない。(話) 件においてメキシコの要求は、 しかもその日に先立つてメキシコ政府は、主張された侵害に對する抗議の方法によつて、それに合理的に要求されうるすべ いては、國際裁判所がかかる目的のために確立されるのでなければ、またそれが存在するまでは勿論不可能である。 られるものではないのは明らかである。更に私法において時効の中斷は、訴訟によつて生ずる。しかし諸國家間の處遇にお たであろう。そしてメキシコ共和國は、その外交交渉のうちに含まれた抗議というより柔弱な形式に訴えたことを、 人が、その地區に物理的所有をなすことを欲したが、そうするすべての試みの結果は、侵破の場面をひきおこすことになつ つて提出された宣誓日述書の一つに我々は次のものを見出す。この宣誓日述書に關係づけられた事情から、多くのメキシコ とづくすべての權利の淵源として處理している協定に署名しているからである。 による取得をなすことから合衆國を排除するものである。それは、兩國が河川の一方又は他方の側の領域に對する添附にも て齎らされた變更について二つの國家の權利を確定するためになされており、かかる協定の存在は、その成立に對して時効 てメキシコ共和國によつて常に異議を申し立てられていた。しかも一八八四年の協定は、リオ・グランデの水の動きによつ 一つの特徴は、それが平穏でなければならない。チャミザール地區に對するその占有と統制を立證するために、合衆國によ 國際境界委員會がその役割を行使するために發足してから、 更に時効の基礎づけとして役立つ占有の今 相當な期間のうちに主張され この事 とがめ

最も重要な考慮される一つのものである。(旣に 述べたように) 領土主權は、 平穏にして且つ繼續的な顯示(peaceful and continuous display)の事實は、 領土のうちに行使されていたという事實によつて當然に決定されていたのと同様に、 クス・フーバー教授(Max Huber)は、次のように 判示している。國際法の發生以前には、 一九二八年四月四日、ペルマス島の歸屬に關するオランダと合衆國の事件において、(8) 國家の活動を顯示する 排他的な權利を含ん なお國家間の境界を 確定することにおいて 國際法の支配のもとにおいてもまた、 常設國際仲裁裁判所の裁判官、 領土の境界は、 國家の權力が マッ

國際法における取得時効と公海海床の領有

この義務を履行することはできない。領土主權は、 その領域において保護すべき義務である。諸々の事情に應じた方法において、その領土主權を明示することなしに、 でいる。この權利は、 國家的組織にもとづいているのではない構成をもつている國際法は、ほとんどすべての國際關係がそれと結びつけられるこ めることができるのである、とはいえそれは時効の原理と占有の保護によつてその効果を等しく制限している。 判制度の恩恵によつて國內法は、そのすべての實體的な顯示(material display)から離れて存在する抽象的な所有權を認 を制限することはできない。というのは、領土主權は、國際法が保護者である最小限の保護を、すべての點において彼等に においてその保全と不可侵に對する權利を、また各國が外國の領域において自國民のために要求することのできる權利を、 この原則は、 立國家とその境界の形成の條件を基礎づけるだけでなく、また同時に國際法學と廣く承認された原理とにもとづいている。 ない。與えられた地域における國家の機能の繼續的且つ平穩な顯示が、領土主權の一つの構成要素であるという原理は、獨 された jus in re が、 て……正しくいえば、國際關係の分野から離れることになるが……異なつた別段の法規のない場合には、 規則を適用するために裁判權が確立された。このことは對內事項に對しては一つの完全な裁判制度を有している連邦にお 例となつている Rhode Island v. Massachusetts (4 How. 591, 689)が、共に有効な且つ争いのない權原として時の經過 なつたのは、より意味のあることである。State of Indiana v. State of Kentucky (136 U. S. 領土主權のような權利を具體的表示のない抽象的な權利のカテゴリーに變形することは、 更に幾つもの連邦においても認められてきたところであり、必要があれば構成國の對内關係に對して國際法 人間の活動が用いられている空間を諸國家の間に分配することに役立つているからである。その完全な裁 コロラリーとして一つの義務を持つている。即ち、他の諸國家の諸々の權利を、 なにほどか確立された事質上 (de facto)の所有に勝るという原則を、 消極的面に、 いいかえれば他の國家の活動を排除することにのみ自から 領域問題に適用すべきことと 479) 1890. そしてその先 推定することはでき とくに平時及び戰時 一度合法的に取得 かなる超 國家は

々の相似た決定を引用することで充分であろう。 (g) にもとづいた時効を認めているヴァッテルとホイートンからの引用によつて支持されているアメリカ合衆國最高裁判所の數

司法裁判所規程第三八條第三項の國際法の一部である法の一般原則であると主張するのが賢明である。」と述べている。 文明國によつて認められた法の一般原則と承認していることと關係して、單に取得時効の檢討からのみ結論づけるべき課題 會とその法的規整に內在する疑問が生ずるであろう。だがこのことは、就中一九二五年の國際法學會の決議が、 が、そのままに質定國際法の法源としての、文明國によつて認められた法の一般原則であると結論づけることには、 められた法の一般原則であることによつて國際法の一つの規則であるといつている。これらの學者も、(S) められた法の一般原則であり、それは國際法の一部を構成する。時効は、なお慣習律となりえていないが、しかし常設國際 キィオスは、「原理が普遍的性格をもち、その性格が、國內立法のそれと合致すると證明された法制度が、文明國によつて認 地はない。 を補充する私法原理として訴えられたものである。時効の原理が、國際條約法に一般的基礎をもつていないことに論爭の餘 外的な事例である。國際質行を通じて示された國際法における時効の原理の地位は、かくして仲裁裁判において實定國際法 ではない。 効の原理 時効の權原を有効なものとするに必要とされる期間などの細目が確定されているというのではない。仲裁裁判の實行から時 日、取得時効は何らの矛盾も含むことなく、原理は國際慣習法の一部であるといいうるであろうが、なお文明國によつて認 ンソンもまたこの見解を踏襲して、ヴェリキィオスのこの意見を廢してしまうようなことはそれ以來何も生じていない。 かような若干の國際仲裁裁判を中心とする國際實行は、あるいは島嶼の歸屬に關し、あるいは境界劃定に關して生じた例 我々にとつては、これらの國際實行が、少くとも國際法においてもいわゆる取得時効が認められ法規のないままに 國際慣習法としても、 いわゆる法の一般原則にきそづけることは誤りはないであろう。 慣習法として認識されるほどの承認をえたものと斷定するほど確實な證據はない。 しかし仲裁裁判において授用された私法原 それだからといつて 消滅 國際社 時効を ヴェリ ジ 理

國際法における取得時効と公海海床の領有

- た時効の法と先占の法とがいかなる差異を有するかを次に檢討しなければならない。 つつある時効の條件が、いかなるものかを明らかにし、またパルマス島事件と東部グリーンランド事件の解釋において岐れ ことで充分であろう。國際法が取得時効の作用を實行のうちに移行しているらしい段階において、國際法のうちに形成され 適用されているということ、そしてその作用のための要件は、殆ど多數の學說と實行とが一致しているということをあげる
- 46 の、裁判上の決定及び諸國の最優秀の公法學者の學説、をあげている。 認められた一般的慣行の證據としての國際慣習、c、文明國によつて認められた法の一般原則、d、 國際司法裁判所規程、第三八條、第一項は、a、紛爭國が明らかに認めた規則を確立する一般的又は特別の國際條約、 法の規則の決定の補助手段として 法として
- (4) Sibert. M., op. cit., p. 889
- may deem exclusive political control of a district, as well as actual settlement thereof, sufficient to constitute "(a) Adverse holding or prescription during the period of fifty years shall make a good title. The arbitrators

第四條正文は次の如くである。Moore, J. B., A Digest of International Law, vol. i, 1906, p. 297

adverse holding or to make title by prescription.

- valid according to international law, and on any principles of international law which the arbitrators may deem "(b) The arbitrators may recognize and give effect to rights and claims resting on any other ground to be applicable to the case and which are not in contravention of the foregoing rule
- such occupation as reason, justice, the principles of international law and the equities of the case shall, in the date of this treaty in the occupation of the subjects or citizens of the other party, such effect shall be given to "(0) In determining the boundary line, if territory of one party be found by the tribunal to have been at the opinion of the tribunal, require."
- (2) Lauterpacht, H., Private Law Sources and Analogies of International Law, 1927, p. 229; Scwarzenberger, G., Internationl Law, vol. i, International Courts and Tribunals, 2nd ed., 1949, p. 139
- 50 Schwarzenberger, op. cit., vol. i, p. 139; Ralston, International Arbitral Law and Procedure, 1910, no. 580, p. 270. Ralston, op. cit., nº 581; Ralston, Prescription, American Journal of International Law, vol. 4, 1910, p. 142

- $\stackrel{\frown}{52}$ Ralston, op. cit., nº 582 & nº 583; Ralston, A J I L. op. cit., p. 143
- (語) Revue générale de driot international public, Tome 17, 1910, pp. 177—187. とくに p. 186. note. なおラウターパハ 續的な占有(possessio nec vi, nec clam, nec precario)によつてグリスバダルナ 地區を 賦與された。と解釋している。Lauterpacht, H., op. cit., p. 264. トは、この事件について就中兩國においてローマ法の影響があり、スウエーデンはローマ法にもとづいて妨げられない、公然の且つ繼
- 54 American Journal of International Law, vol. 5, 1911, pp. 782-833. 사 기 pp. 805-807; Hackworth, Digest of International Law, vol. i, 1940, pp. 441—442
- (55) パルマス島事件を先例とみるか否かは問題がある。フェアドロスはこれを先占の例と解し、シュバルツェンベルガーは時効の項に分 des Cours. 1929. V. p. 973; Schwarzenberger, G., op. cit., p. 140) この問題は、後にこれを論じ時効の根據となつている點だ 類している。(Verdross, Regles generales du droit international de la paix. Academie de droit international, Recueil けを引照するに止める。
- (56) アメリカ合衆國における諸事件については、とくに引用を行わない。詳細は参照 Hackworth, op. cit., vol. i, p. 432 et seq; Hyde, op. cit., vol. i, p. 386. note
- Scott, J. B., The Hague Court Reports (2nd Series), 1932, pp. 93-94
- (8) Verykios, op. cit., pp. 40-55
- 3) Johnson, op. cit., p. 343.

### 四、取得時効の條件

考察は、オウディネを始めとしてフォーシィユ、シベール、ブスタマンテ・イ・シルヴァン、ジョンソンそしてヴェリキィ(&) (®) (®) (®) precario の原理を借りることによつて、又は國內私法に準據することによつて說明されている。 學者のこの分野に對する ならない。學說と國際實行の雙方において明らかにされているように、そこではローマ法からの nec vi, nec clam,

國際法において、ある占有狀態が、時効によつて權原を賦與されるためには、占有狀態がある條件を充足していなければ

この進化を考慮に入れた上で、オウディネ及びフォーシィユの分類に從つて解說を試みることにする。(68) ウディネの時代(一八九六)とジョンソンの時代(一九五○)とでは、 オスもまたこの基準に従つて説明し、條件のうちのあるものについて修正を加え又は提案をなしているにすぎない。(65) 國際社會の進化にかなりの差異がある。 我々は、

# 、時効取得する國家の占有は主權者の權原を以て行使されなければならない。

て權原の取得をなすことはできない。 ればならないことを意味する。しかし主權の權利の行使が時効を生ぜしめない場合がある。たとえば、ある國家がある領域 らない。國家が領域の主として行爲すべきであるというのは、所有者の權原を以て、時効取得する領域を國家が占有しなけ について管理し掌握しているが、その領域に對する主權が他の國家に屬していることを認めているならば、 主權の取得を導くものであるから當然に、時効取得する國家の占有は、 いいかえれば管理し支配する國家が、自から他の國家の主權を承認することによつて、 主權者の權原を以て行使されなければな 取得時効によつ

粹に名目上の獨立を與えないという點において被保護國の統治及び行政を弱め、そしてその占有が行われることが長びい 果、英國はキプルス島に對して時効による權原を取得することはできなかつた。オウディネもフォーシィユも保護國が、純 めて、國家がある地域を掌握し統治する異常な例外的な場合において有効に作用している。たとえば一八七八年六月四日、 領域に對する時効の權原を要求することを阻止される譯である。この要件は、從つて主權が他の國家に屬していることを認 でないということ及び他國の默認のない限り取得時効はたつしえないという結果を導き出す。 としても決して主權を取得しうるものではないと論じている。換言すれば、この要件は所有の原因や原則を變更できるもの コンスタンチノープルで署名されたアングロ・トルコ條約にもとづいて、キプルス島に對するトルコ帝國の主權を認めた結

を國家自身の行爲にもとづかしめていなければならないことである。パルマス島仲裁事件において示されているように、オ 時効取得する國家の占有は、 主權者の權原を以て行使されなければならないという原則は、 國家がその占有に對する要求

(animus domini) と呼ぶこの要件を、ヴェリキィオスは、絕對に無用なものといつている。 彼によれば、(65) い」"nul ne peut prescrire contre son titre"という一般原則が適用されると、主張している。 合をこれと同様にいうことはできない。これらの場合には、「いかなるものもその 權原に反して時効取得することはできな 領土主權の行使が、主權者の權原を以て行使されることは明白であり、それ以外の占領、保護關係、委任統治關係などの場 呼び起すことは意味のあることである。 分にすぎない行爲ではなく、 る主權者の權原を以て行使するということは、純粹なまた單純な所有ではなく、それは領土主權の行使であるからである。 て行為する意思又は意圖を有しうるのであるから、委任された當局の諸々の行爲は、單なる個人の行爲とか國家の從屬的部 た。そしてこのことは全く先占における意圖(animus)と同様な意味を有することになる。一つの國家のみが、主權者とし ランダの同島に對する占有は、 この要件に關係した國內立法について、ある地區における自國民の事件を規律する立法について證明を行 國際人格者としての國家の行為でなければならないという、東部グリーンランド事件の判決を 個々のオランダ人の行為ではなく、國家權威の繼續的且つ平穏な顯示でなければならなかつ 所有者の權原を以て(à titre de propriétaire)又はフェアドロスが、 時効を基礎づけ 所有意思

効の根據としてその領域に對する權原をきそづけるに充分な主權的權力の行使があつたことになる。」と指摘している。 (v) が、かかる領域に對して立法を行い、しかもこの立法によつても他の國家又は利害關係國がそれを默認する場合にのみ、 きる。從つて、立法が行われているという事實だけでは、主權者の權原を以て行使したことにはならない。それゆえに國家 ら由來するいかなる効果を齎らすことなく、世界中のいかなる場所においても自國民の事件を規律する立法を行うことがで つても、國家にとつてこの要件を充たすに充分でないことを指摘する。「ある國家は外國又は公海において、 二、占有は平穏にして且つ中断なく行われなければならない。 かかる立法か

占有が平穏にして且つ中斷なく行われなければならないことは、事物の性質上當然のことである。平穏でない占有、

國際法における取得時効と公海海床の領有

い

八〇

民の抗議をうけることなく、またそれを抑壓する嚴格な手段を用いることなく支配し、この狀態がある時間に及ぶ場合に時 思に反對した强者の支配以外に權利を附加するものではない。新しい主權者が、取得した地域を平穩に支配した日から、人 かえれば力によるにすぎない占有は、いずれかの國が自由にその意思を表明したと認められないから、 時効は征服の後にさえ生ずることもある。 國民の意思を表現することを抑止するために刑罰を使用したり例外措置を講ずる場合には、その支配は、 しかしながら占有が平穏であるならば、 だが力によつて征服した領域を保持するのでもなく、新しい國民に服從を それが平穏に、 いいかえれば侵犯なしに始められたということは必要では 時効による權原を生 人民の意

顯示の默認という二つのものは、 害することを明らかにしている。從つて、この要件からジョンソンが、一當事者による權威の顯示、 いうことを明らかにし、またチャミザール事件においても恒常的な反對をまともにうけて主張されている占有は、 ること以外にとくに平穏であることを要件に數えていない。(元) 時効取得の要件に、占有が平穏であるべきことを要件とすることに反對說がある。デウ・ルウターは、占有が繼續的であ 取得時効の必要條件であるといつているのは正當であろう。(タヒ) しかしながらパルマス島事件において國家權威の平穩な顯示と 他の當事者によるその

効によつて權原を取得するに至るのである。

に弱い場合には、 法における中斷の一般的方式は抗議であるとした。 の場合とでは同様ではない。 げるためには、 占有が平穏であることの他に、人は占有が中斷のないものでなければならないと主張している。 それに對して反對の意思表示を行わなければならない。時効を中斷する手段は、私法における場合と國際法 國家は抗議でそれを行うことができる。 オウディネは、その理由として要求を提訴する裁判所を缺いているからであると主張し、 國家は、 フォーシィユもまた中斷の形式を抗議によつて說明し、 武力の手段によつて時刻を妨げることができるが、 成就される時効取得を妨 武力が 國家が弱 國際 非常

いために抗議をなしえない場合には、略取された人民は、人民の抗議によつてそれを中斷することができる。そして人民の

ば、 抗議は、 武力の手段によつて保持されていたからである。占有が平穏でなければならないということは、(18) れたポーランドは、 囘復に擬せられる。 行のうちにおいても抗議が、 に闘する限り平穏な占有ではなかつた。というのは、併合された人民に從屬を强制するためになした手段が、平穏ならざる こと、そして侵犯された權利が抗議する者に屬していなければならない。 **論争の餘地はない。時効を中斷するに役立つものは、少くとも傳統的には外交上の抗議と理解されて來た。また國際質** 新しい支配を承認しない古い祖國への忠誠の意思を含むものである。從つて、人民の權利の要求は、 たとえば、オーストリー、 その人民の反復的な抗議が、占有國に於ける時効取得を妨げるものであり、 時効を中斷することを認めている。從つて、更に外交上の抗議が、 プロシア及びロシアの利益のために一八九二年以來犧牲となつていた分割さ 次に、 抗議者は國際法の主體であること、 少くともプロシア、 ルウターの如き學者を除け 國家の權利 . の

することに役立つかを考察しなければならない。まず、抗議が、單なる政治的利益の侵犯ではなく、權利が侵犯されている(な) 裁判所へ事件を提訴する以前に、恐らく法律上の所有國は、 國際裁判所が事件を管轄する立前が、これに反影することはいうまでもない。 更に實質から考えるならば、(16) かを明確に表現していなければならない。從つてまた、外交上の抗議は、 おける國際裁判所の制度と國內裁判所のそれとの間には、 上の訴訟の提起の形式で行われる。裁判上の訴訟が時効を中斷する理由は、國內法の場合と異ならない。しかし國際社會に 人が國際法の主體と認められる方法においてなされた場合でなければならない。第三に、抗議は何が侵犯された權利である 國際的輿論を警戒させるに足る抗議でなければならないことはいうまでもない。時効を中斷する第二の方式は、 なお重大な差異がある。裁判営事國に合意のあつた場合にのみ、 相手方に對して時効を中斷するに相當な抗議を行うであろうか 時効取得者と抗議者の關係についてのみ拘束力を いかなる場合に時刻を中斷 當事國は、 國際

八一(八六五)

による事件の承認である。

その意味において、

裁判上の訴訟は時効を中斷する理念的形相とも考えられる。時効を中斷する第三の方式は國際機構 前に國際聯盟において、現在國際連合において事件が承認される場合には、時効を中斷するに相

(八六六)

八二

あるいは裁判の形式で、 考慮を別として―― 當な手段と考えられるであろう。そして最後に戰爭が時効を中斷することは、恐らく! を國際的與論に訴えることに歸せられる。 問題はないであろう。これら四つの形式において表現される中斷方式は、いずれも抗議に發し、それが、 あるいは國際機構への承認の形式で登場するもので、時効の中斷は、 ――一般に戰爭が禁止されているとの いわば平穏な占有でないこと

## 三、占有は公然でなければならない。

考えられている。 ・・・ ゆえに公然は取得時効の必要な要件である。Jことを指摘している。 (8) なものである。取得時効は明示的また黙示的な承認に依存しており、 取得できる。公然ということは、他の者においてそれを承認する途を拓くものであり、 時効は、單に正しく領土の所有という分野においてのみ作用するものではない。國際社會の犠牲において多くの權利もまた を無用と斷定している。問題を領土に限定する限りにおいてこのことは認められる。しかしながら、 か、その領域に對する不重要さから、 るというようなことは、ほとんど想像しえないからである。ただ植民地とか國境問題のように領域に對する距離の遠隔さと 系にとつて共通なことである。しかし私法の類推に借りたこの要件は、 占有は公然でなければならない、 國家による領域の占有の保持は、その領域が他のものに屬していることを知らないままにとどめられて 從つて、いわゆる隱密な占有は時効の取得を阻害せしめるということは、すべての法體 かかる事例が生じうるとフォーシィユなどは考え、 認識なしに承認を存在せしめることはできない。それ 原則として國際法において作用の餘地のないものと 從つて、公然は時効にとつて本質的 またヴェリキ ジョ 1 オ ンソンは、 スは、こ の要件

あつた。これに對して時効肯定説は、 既に何度か指摘したように、時効否認論の主たる理由は、質定法において確定された時効の期間が存在しないということで これを理由として時効を排斥する根據を、 國際法の原則としての時効の原理そのもの

四、占有は、ある期間存績しなければならない。

は、 所有といつている。 グロチウスは、超記憶的所有といいながら、それを(約)百年(アエタス又は三ゲネア)といい、またヴァッテルは、長期に亙る を否定する理由にはならないと主張した。占有が時効取得に役立つためには、一定の時間の經過が必要とされることはいう ない、各々の場合において夫々の事情に應じて異るべきものである。從つて、その地位の重要さ、 に反して國家は個人よりも長い生命を有し、その權利は、もつと重要なものであるから私法よりも長い期間が必要であると ス民法において認められた三十年の期間を國際法にも擴大しうるものであると政策的に主張している。(8) が充足され、また人民が新しい支配に從處する時が充足されるのは、決して長い期間を要するものではない。從つてフラン た五十年の占有と定めている。また一九〇三年のアラスカ國境事件では、六〇年の占有を利用していた。更にフォー いつている。これらの學說と實行を反映して、多數說は、實定的規則を缺いているので、ア・プリオリに定めることはでき 利害關係國は、對立している關係を自分の利益に從つて解決するということと、國際平和の利益のために開かれた期間 この期間をいかに確定するかについて實行や學說はまちまちである。 ダッドレイ・フイルドは五十年を主張し、一八九七年二月二日のヴェネズエラ・イギリス間の條約もまで。 ルウターは、 占有された地區の大きさ 超記憶的な所有といい、 オウディネは、これ シ 1

認 は チャミザール事件やパルマス島事件、 の顯示の默認という形式であらわれ、その立證によつてその歸屬が定められる。たとえば、占有が固執的な、また激烈なる められている譯ではない。 傳統的に列擧されたフランス民法の規定を類推した國際法における取得時効の條件を考察した。その結果、學者によつて 所有者の權原を以てとか、公然たることの要件を排斥するものもあり、その點においては國內法のように明確な要件が定 領土主權の實効的、 繼續的且つ間隙なき行使の二つに要約している。とくに取得時効の要件を充足しているか否かは、(&) ヴェリキィオスは、取得の變動の占有を合法化するに充分な一定の長い期間と本來の主權者の默 更にはグリスバダルナ事件における如く、(8) 當事者の權威の顯示と他の當事者によるそ

や遠近性又は占有の行爲が行われて來た方法などによつて異るべきものである、

と主張している。

武力によつて維持されている事件に對して取得時効の作用を認めることは、

反對にあいながら、

八四

のこの制度を、ジョンソンが、はつきりと水域にまで擴大していることは重要な意義がある。 そしてこの立證事質の問のこの制度を、ジョンソンが、はつきりと水域にまで擴大していることは重要な意義がある。 そしてこの立證事質の問 心は、 これに反して、 定及びその推定をくつがえすことが、立證事實の分野で争われる。更にまた從來領土たる領域に限定して考えられた國際法 本的な差異は、それにつぐ默認があるということ、それが原理の目的と矛盾しないからである。ここにおいて取得時効の核 正にこの承認の一つに依存している。從つて、事件が訴訟に齎らされる場合には、權威の顯示とその顯示の默認の推 占有の開始の行爲が武力を以て行われ、それにつぐ占有が平穏である事件には時刻取得を認める。 時効の眞の目的に反する。(44) 兩者の根

領土に對する場合と水域の場合とで差異がある。またオッペンハイムも敍べているように、 領域の正當な所有者であるとの確信を創り出すためには、單なる時間の經過以外に測り知れない事情と影響とが作用してい して明確な年數を定めることができないことは、旣にあげた事例により明らかである。また安定のために現在の占有者が、 右にあげた條件は、その一般的標準であつて、すべては事實に對する評價から考慮され、 これらの事情や影響は、政治的及び歴史的な性格を有している。從つて取得時効には、(88) 我々はかくしてかような要素が、領域取得の他の態様としての先占にも類似していることを知ることができる。 時効取得に必要な占有の條件と 心素と體素と期間とが必要であ それは各要素のすべてに及ぶ

61 60 Audinet, op. cit., pp. 321 et suiv cit., nº 5578. pp. 759 et suiv.

從つて、我々は次に先占と取得時効の問題に立ち向わなければならない。

ものである。

- $\stackrel{\frown}{62}$ Sibert, M., op. cit. nº 637. pp. 890—891
- 63 Bustamante y Sirvin, op. cit., Tome III, pp. 595 et suiv.
- Johnson, op. cit., pp.
- Verykios, op. cit., pp. 73 et suiv.

- <u>66</u> がそのまま使用されている。ほんらいこの分類は、フランス民法二二二九條に由來するもので同條は次の如く規定している。 オウディネの分類とフォーシィユの分類は、同一の形式をとるばかりでなく、内容もほとんど若干の個所を除き、同一のフランス文
- voque, et à titre de propiétaire Art. 2229, Pour pouvoir prescrire, il faut une possession continue et non interrompue, paisible, publique, non equi-
- (5) Verdross, Völkerrecht 2 Aufl., 1950, S. 186
- (%) Verykios, op. cit., p. 75.
- (%) Ibid., p. 75
- (8) Johnson, op. cit., p. 345
- 71 解とは異なり、リヴィエなどの見解と共通の見地にあると認められる。前述、第二七卷第一○號五五─五六頁參照。 デウ・ルウターは、超記憶的所有にもとづく時効を主張したことについては前述した。しかし彼の超記憶的所有は、 グ ㅁ チウスの見
- (A) Johnson, op. cit., p. 345.
  (B) Fauchille, op. cit., pp. 760—761
- 停止について Chap. V, pp. 111 et suiv.. 中斷及び停止に關する考察は、ヴェリキィオスのモノグラフィーに詳細な論述がある。中斷について Chap. IV. pp. 95 et suiv.
- **7**5 とも日本は、この時において抗議した事實はないようである。Hackworth, op. cit., vol. ii, p. 677. 一九二三年八月二三日、ロンドン駐在の 米國總領事が、「オーストラリア國民以外の 眞珠貝漁業者は、管轄權を擴大したことに反對 そのため長い論爭が續けられた。」という報告があるが、國際法上の抗議が正式になされたものか否かは明らかでない。しかし少く
- (76) Verykios, op. cit., pp. 104—105. なお國際裁判所の管轄權の關係から現在において中斷の方式は、なお抗議であるとカヴアレは 想くいらゆ。Cavré, L., Le droit international public positif, Tome I, 1951, pp. 283-4.
- (E) Fauchille, op. cit., p. 761; Verykios, op. cit., p. 75.
- とくに海床――の占有を認めたけれども、領域取得に對する時効の條件が海底地域にも適用されるのかどうかは、明確には論じられなか て不幸なことであつた。ヴェリキィオスは、取得時効の對象を、居住地と非居住地とに區別したのであるが、後者にいわゆる海底地域 國際法における取得時効が、專ら領域取得、しかも土地たる領土の取得に限定され、そこに分類されたということは、國際法にとつ ―とくに海床――を含むかどうかには論及されなかつた。勿論、學者は、例えばヒギンスやリントレイの如く時効による海底地域

八五

つた。その意味で、ジョンソンのこの展開の功績は、極めて大きいものと云わなければならない。Johnson, op. cit., p. 374.

Dudley Field, Projet d'un code international, 1881, Art 52. p. 20.

國際法における取得時効と公海海床の領有

- (80) Fauchille, op. cit., p. 762. フォーシィユは政策的に三十年を提案しているが、一般的には事實に應じて解決すべきであると論じ ている。
- (청) Audinet, op. cit., p. 324

<del>7</del>9

- 83 (%) Verykios, op. cit., p. 75. グリスバダルナ事件を單に期間の面から見れば、 紛爭者のいずれが長く主權を行使しているかによつて決定されているとも考えられ
- 84 ю° Cavaré, op. cit., Tome I, p.283. 時効の本來の目的は國際的秩序の安定ということにある。そしてこのことは時効のあらゆる部分を支配するということが殊に强調さ

れなければならない。

- おけるよりも國際法において殊に顧慮されるべきである。尙、後述先占と時効の項を參照のこと。 訴訟における立證事實が、時効を援用しまた中斷するに重要な考慮が拂われるということは、事件に時効が關係する場合に國內法に
- (%) Lauterpacht, H., Oppenheim's International Law, vol. i, 7th ed., p. 528